

本日のプレゼンテーション

- ・ WEEEとは？
- ・ 家電リサイクル法との比較
- ・ 今後の家電班の研究方針

WEEE指令成立の背景

- ・ Council Directive on waste
- ・ 環境保護のための予防原則、PPP
- ・ 第五次環境行動計画
- ・ E-wasteの急速な増加
- ・ EU各国による取り組みだけでは不十分
etc...

WEEE指令の対象

- 1、大型家電
- 2、小型家電
- 3、IT及び通信機器
- 4、民生用機器
- 5、照明機器
- 6、電気用具
- 7、レジャー用機器
- 8、医療用具
- 9、監視器具
- 10、自動販売機

目的

・E-wasteの発生・排出抑制

- 1、ごみが出ないように
- 2、出たごみはリユース、リサイクル
- 3、熱回収
- 4、それでも残ったものは処分

製品設計

- ・解体を楽に

- ・リユース、リサイクル、熱回収しやすく

- ・政府 生産者

< 例外 >

健康、環境保全の便益 > リユースできないことの
損失

分別回収

< 2005年8月13日までに………… >

廃品を無料で引き取る制度を確立

< 2006年12月31日までに………… >

1人あたり年間平均4kg以上WEEEを回収

責任

- 回収、処理、熱回収等システムを作る責任
- その費用を支払う責任

生産者！

- ・自己資本
- ・共同で出資

日本との比較

1、支払い時期

WEEE指令・・・上乗せ方式

家電リサイクル法・・・廃棄時支払い

2、対象品目

WEEE指令・・・10項目

家電リサイクル法・・・4品目

達成目標

・WEEE指令

50 ~ 75% (リユース + リサイクル)

70 ~ 80% (リユース + リサイクル + 熱回収)

・家電リサイクル法

) 60% (エアコン)) 55% (テレビ)

) 50% (冷蔵庫)) 50% (洗濯機)

日本の場合、再商品化率

今後の研究方針

- ・家電リサイクル法の費用便益分析
 - ・家電リサイクル法の問題点と解決策
 - ・解決策における費用便益分析
 - ・途上国への中古品としての家電の流出
- etc